

2014/05/07 11:21 現在の情報です。

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号  
 株式会社グッピーズ  
 会社法人等番号 0111-01-043683



商号	株式会社グッピーズ	
本店	東京都新宿区西新宿一丁目13番12号	
	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	平成25年 4月 1日移転 平成25年 4月 1日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成12年9月19日	
目的	1 情報処理サービス業及び情報提供サービス業 2 インターネットのホームページの企画、立案 3 コンピューターのソフトウェアの開発及び販売 4 通信販売業務 5 労働者派遣事業 6 有料職業紹介事業 7 経営コンサルティング業務 8 企業の合併・提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導・仲介及び斡旋 9 前各号に付帯する一切の事業	
発行可能株式総数	2400株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 600株	平成18年11月21日変更
		平成18年11月22日登記
資本金の額	金3000万円	平成18年11月21日変更
		平成18年11月22日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 平成18年12月 1日設置	
役員に関する事項	取締役 肥田 義光	平成21年11月20日重任
		平成21年12月24日登記
	取締役 肥田 義光	平成23年11月10日重任
		平成24年 1月 4日登記
	取締役 肥田 義光	平成25年11月14日重任
		平成25年11月20日登記
	取締役 池田 勝彦	平成21年11月20日重任
		平成21年12月24日登記
	取締役 池田 勝彦	平成23年11月10日重任
		平成24年 1月 4日登記
	取締役 池田 勝彦	平成25年11月14日重任
		平成25年11月20日登記
取締役 辻坂 郁子	平成21年11月20日重任	
	平成21年12月24日登記	
取締役 辻坂 郁子	平成23年11月10日重任	
	平成24年 1月 4日登記	

		平成25年 5月15日辞任
		平成25年 6月26日登記
取締役	山中 則之	平成21年11月20日重任
		平成21年12月24日登記
		平成22年11月11日辞任
		平成23年 1月24日登記
取締役	伊良 皆教弘	平成22年 3月11日就任
		平成22年 4月15日登記
取締役	伊良 皆教弘	平成23年11月10日重任
		平成24年 1月 4日登記
取締役	伊良 皆教弘	平成25年11月14日重任
		平成25年11月20日登記
代表取締役	肥田 義光	平成21年11月20日重任
		平成21年12月24日登記
代表取締役	肥田 義光	平成23年11月10日重任
		平成24年 1月 4日登記
代表取締役	肥田 義光	平成25年11月14日重任
		平成25年11月20日登記
監査役	増 田 一	平成19年 5月11日就任
		平成19年 5月21日登記
監査役	増 田 一	平成22年11月11日重任
		平成23年 1月24日登記
監査役	中 野 盛	平成19年11月27日就任
		平成19年12月28日登記
監査役	中 野 盛	平成22年11月11日重任
		平成23年 1月24日登記
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 13個</p> <p>なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。 (ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 13株を新株予約権の目的となる株式数とする。</p> <p>なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、150,000円とする。</p> <p>なお、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>	

既発行 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額

+

調整後 調整前 株式数 1株当たり時価

---

= ×

行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

新株予約権を行使することができる期間  
平成22年11月1日から平成30年8月31日まで

**新株予約権の行使の条件**

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員またはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
  - ③その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件  
以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。  
当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合

平成20年10月31日発行
平成20年12月1日登記

**第2回新株予約権**

**新株予約権の数**

- 47個  
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。  
(ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
- 31個  
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。(ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)  
平成21年11月20日変更 平成21年12月24日登記
- 28個  
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。(ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)  
平成22年3月31日変更 平成22年4月15日登記
- 25個  
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。(ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)  
平成23年8月31日変更 平成24年1月4日登記
- 22個  
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。(ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)  
平成25年3月31日変更 平成25年4月1日登記
- 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法  
当社普通株式 47株を新株予約権の目的となる株式数とする。  
なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 当社普通株式 31株を新株予約権の目的となる株式数とする。  
なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
 平成21年11月20日変更 平成21年12月24日登記  
 当社普通株式 28株を新株予約権の目的となる株式数とする。  
 なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、  
 次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる  
 調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の  
 目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数につ  
 いては、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
 平成22年 3月31日変更 平成22年 4月15日登記  
 当社普通株式 25株を新株予約権の目的となる株式数とする。  
 なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、  
 次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる  
 調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の  
 目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数につ  
 いては、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
 平成23年 8月31日変更 平成24年 1月 4日登記  
 当社普通株式 22株を新株予約権の目的となる株式数とする。  
 なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、  
 次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる  
 調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の  
 目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数につ  
 いては、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
 平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 1日登記  
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
 新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1  
 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に「新株予約権の数」に  
 定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。  
 行使価額は、150,000円とする。  
 なお、当会社が行使価額を下回る払込額で募集株式の発行または自己株式  
 の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる  
 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 調整前 株式数} = \frac{\text{既発行 新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{1株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が  
 保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新  
 規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処  
 分金額」と読み替えるものとする。  
 また、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の  
 算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率  
 新株予約権を行使することができる期間  
 平成22年11月1日から平成30年8月31日まで

- 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員またはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
  - ③その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件  
 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。  
 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合

平成20年10月31日発行  
 平成20年12月 1日登記

第3回新株予約権  
 新株予約権の数  
 19個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。（ただし、

「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 19株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、10万円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 調整前 株式数} = \frac{\text{既発行 新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額} + \text{1株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間

平成23年12月1日から平成31年9月30日まで

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員またはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。
- ③その他の条件は、当社株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

- ①当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合

平成21年11月30日発行

平成21年12月24日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

41個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。（ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

36個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。（ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成22年 3月31日変更 平成22年 4月15日登記

32個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。（ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成23年 8月31日変更 平成24年 1月 4日登記

24個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。（ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式

の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 1日登記

20個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。(ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成25年 8月31日変更 平成25年11月20日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 41株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

当社普通株式 36株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

平成22年 3月31日変更 平成22年 4月15日登記

当社普通株式 32株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

平成23年 8月31日変更 平成24年 1月 4日登記

当社普通株式 24株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 1日登記

当社普通株式 20株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

平成25年 8月31日変更 平成25年11月20日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、10万円とする。

なお、当社が行使価額を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

既発行 新規発行株式数 × 1株当たり払込金額

+

調整後 調整前 株式数 1株当たり時価

=

行使価額 行使価額

×

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

新株予約権を行使することができる期間

平成23年12月1日から平成31年9月30日まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員またはこれに準ずる地位を有しているものとする。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由が

	<p>あると認められた場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。</p> <p>③その他の条件は、当社株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合</p>		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">平成21年11月30日発行</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 10px;">平成21年12月24日登記</td> </tr> </table>	平成21年11月30日発行	平成21年12月24日登記
平成21年11月30日発行			
平成21年12月24日登記			
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社		
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社		
登記記録に関する事項	平成18年10月31日東京都品川区東中延一丁目10番9号から本店移転 平成18年11月10日登記		

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。